

日本脳炎予防接種説明書【2期】

日本脳炎の予防接種は、予防接種法に基づき行われ、日本脳炎を予防するためのものです。保護者の方は、予防効果や副反応についてご理解いただきお子さんに予防接種を受けさせましょう。

【対象者】

平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた、9 歳以上 13 歳未満（13 歳誕生日の前日まで）のお子さん

【標準的な接種期間】

9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間

【受けるには…】

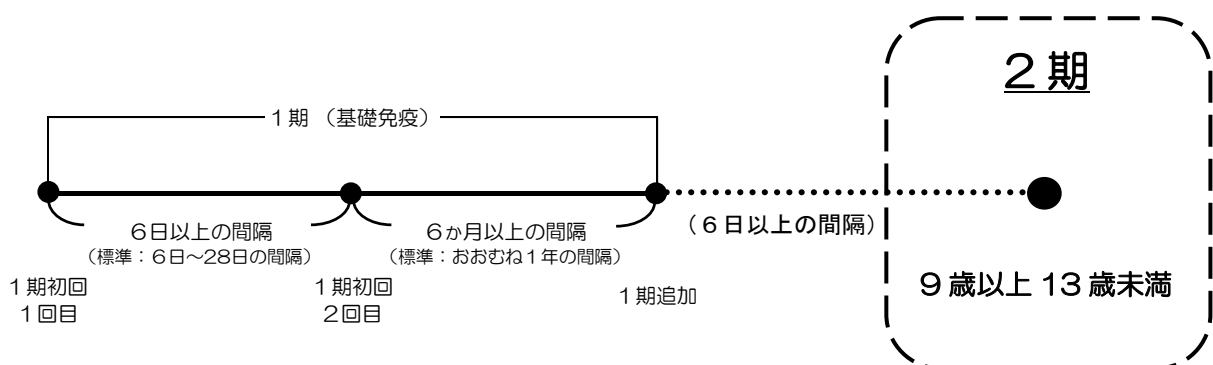
- ・接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・接種回数：1 回
- ・料金：無料
- ・持っていくもの：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）

※何らかの理由により市外の医療機関で受ける場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。
（健康増進課 予防係 Tel0282-25-3511）

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。転出後に予防接種を受ける場合は、予診票を破棄していただくとともに転出先の自治体へお問い合わせください。

【接種の受け方】

確実な免疫をつくるには、**決められた接種間隔で受けることがとても大切です。**



※1期3回の接種が完了していない平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのお子さんは、**9歳以上13歳未満**の間に1期不足分の接種を受けることができます。専用の予診票を発行しますので、健康増進課予防係（Tel 25-3511）までご連絡ください。

【お知らせ】

長期にわたる疾病等により、13歳未満（13歳誕生日前日まで）の間に日本脳炎の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。

日本脳炎とは…

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスにより発生する疾病で、蚊を介して感染します。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気です。突然の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす病気で、後遺症を残すことや死に至ることもあります。一般に、日本脳炎ウイルスに感染した場合、およそ1000人に1人が日本脳炎を発症し、発症した方の20～40%が亡くなってしまふといわれています。また、生存者の45～70%に精神障害などの後遺症が残ってしまうといわれています。

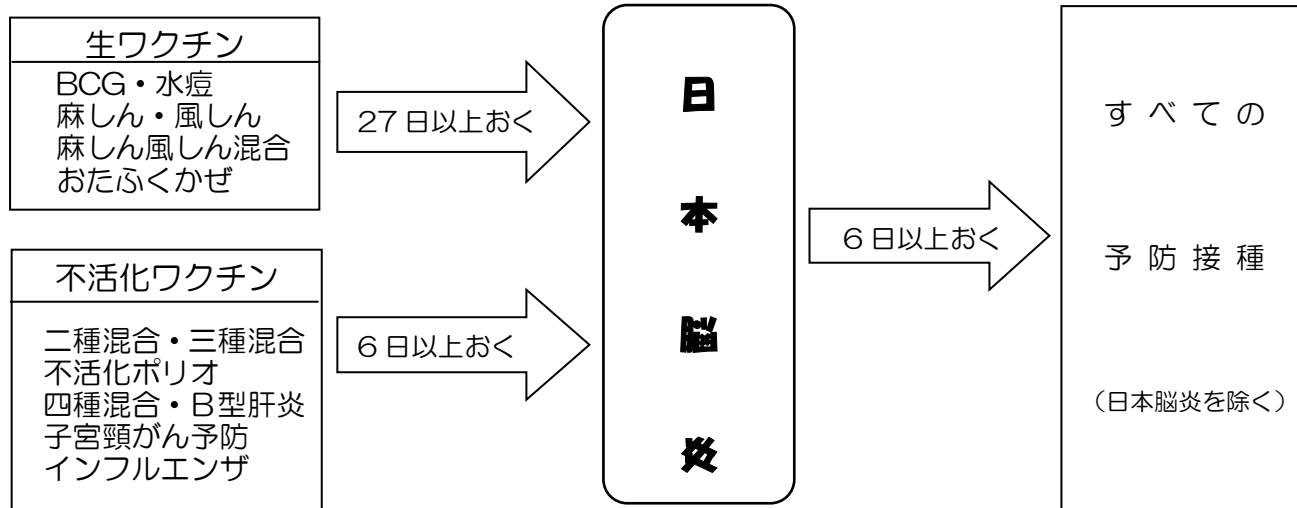
日本脳炎ワクチンは…

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウイルスをVero細胞で増殖させて、得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染性を失くすこと）して製造されています。

日本脳炎ワクチンの副反応

2種類の乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの臨床試験で認められた主な副反応は、局所の反応として、紅斑、内出血、疼痛、腫脹、そう痒感など。全身の反応として、発熱、発疹、じんましん、紅斑、頭痛、咳、鼻水、咽頭発赤、咽頭痛、嘔吐、下痢、食欲不振、腹痛等でした。また、まれに見られる重大な副反応としては、ショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病等があります。

【他の予防接種との間隔】



【受ける前の注意点】

- ①この説明書をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ②当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。
- ⑤接種を受ける際は、**必ず母子健康手帳と予診票**をお持ちください。なお、予診票は、当日保護者の方がご記入ください。

【受けることができない場合】

- ①明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ②今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ③今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ④ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑤以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑥麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっていない場合
- ⑦周囲(家族・友達など)で、感染症の病気（麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑧風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後 30 分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応はこの間に起こることがあります。

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後 1 週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。（予防接種法に基づく定期の予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合）

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

お問合せ先

保健福祉部 健康増進課 予防係

栃木市今泉町 2-1-40（栃木保健福祉センター内）

TEL（0282）25-3511